

学生等による農業支援及び規格外農産物等の活用に向けた実証業務
委託事業者公募（プロポーザル）実施要領

1 事業名称

学生等による農業支援及び規格外農産物等の活用に向けた実証業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 事業規模（契約上限額）

金 22,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(3) 契約期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

神戸市経済観光局農水産課

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て事業者の請求に基づき支払うこととするが、双方の協議により分割して支払うことも可とする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

(1) 単体の場合

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ② 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ③ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑦ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑨ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑩ 業務を的確に遂行するに足る能力を有していること。
- ⑪ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑫ 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。

(2) 複数の事業者等により構成される共同事業体の場合、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 構成員すべてが、上記（1）①～⑫に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ② 構成員は、他の共同事業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本公募に参加していないこと。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 2024 年 4 月 26 日(金) |
| (2) 参加申請書類及び質問受付締切 | 2024 年 5 月 17 日(金)17 時 |
| (3) 質問に対する回答 | 2024 年 5 月 24 日(金)予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 2024 年 6 月 12 日(水)正午 |
| (5) 選定委員会 | 2024 年 6 月 19 日(水)午後 予定 |
| (6) 選定結果通知 | 2024 年 7 月上旬予定 |

- (7) 契約締結・事業開始 2024年7月上旬予定
(8) 事業完了 2025年3月31日(月)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書等の提出

① 提出方法

持参又は郵送・宅配により提出すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。

② 提出期限

2024年5月17日(金)17時

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時。

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

③ 提出場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階
神戸市経済観光局農水産課

④ 提出書類（各1部）

ア) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書【様式1】

イ) 誓約書【様式2】

ウ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式3】

エ) 会社・団体概要（定款、規約等含む）

※準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある）の場合、その事実
がわかる資料を添付すること。

オ) 直近1年分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）

カ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行から3か月以内のもの写し可）

キ) 直近1年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）

ク) 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書

ケ) 共同事業体での参加を希望する者は、共同事業体結成届出書【様式4】及び構
成員全員についてイ)～ク)を併せて提出すること。

※1 カ)及びキ)は未納額がないことがわかるものであること。なお、「令和
6・7年度神戸市競争入札参加資格」を有している場合はウ)、カ)及びキ)
の提出を省略できる。

※2 カ)及びキ)について、会社設立1年未満のため発行されない等の場合は、

その旨を記載した理由書(様式自由、代表者印を押印したもの)を提出すること。

⑤ 参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、応募者が次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失する。なお、選定委員会の開催後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点者を繰り上げるものとする。

- ・本書4の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・本書6(1)④に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 質問への回答の公表

① 参加資格に関すること

随時回答する。質問内容及び回答については、原則公表しないものとする。

② 実施要領(参加資格を除く)、仕様書等に関すること

回答は仕様書の追補とみなし、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を2024年5月24日(金)にホームページにて公開予定。なお、質問した事業者名は公表しない。

公募情報に関するページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/20240426gakuseikoyou.html>

(3) 企画提案書及び見積書の提出

① 提出書類

ア) 学生等による農業支援及び規格外農産物等の活用に向けた実証業務に係る企画提案書の提出について

【様式5】

イ) 企画提案書(任意様式)

- i 提案数 1事業者につき1案
- ii ページ数等
 - ・A4版両面印刷(40ページ以内)
 - ・表紙と目次を除き、ページ番号を付与すること。
 - ・カラー印刷可
- iii 必須記載項目
 - ・本業務に対する考え方、実施方針
 - ・本業務に係る実施方法・体制・スケジュール
 - ・具体的な企画提案内容

仕様書の3業務内容の各提案項目を記載すること。

なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を積極的に行うこと。

ウ) 提案項目の記載場所一覧(任意様式)

・仕様書に定める各提案項目の記載場所が分かるよう、イ) 企画提案書上のページ番号等を一覧で示すこと。

エ) 見積書 (任意様式)

・人件費は委託費の概ね 50%として、内訳書を提出すること。

② 提出部数

上記①のア～エ 各 2 部 (正本 1 部、副本 1 部)

なお、書面とは別に、上記ア～エの電子データを記録した電子媒体 (CD-R/DVD-R) を 1 部提出すること。電子データはMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットはWindowsOSに対応したものとする。

③ 提出方法

持参、郵送・宅配又は E メールにより提出すること。持参による場合は、事前に電話連絡すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。

④ 提出期間

2024 年 5 月 30 日 (木) ~2024 年 6 月 12 日(水)正午

※持参による場合は、本市の休日を除く、午前 9 時~正午、午後 1 時~午後 5 時。

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着すること。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

⑤ 提出場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 3 階

神戸市経済観光局農水産課

nousuisanka2@office.city.kobe.lg.jp

(4) 著作権等について

企画提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。第三者の著作権について、特段の取扱いと経費が掛かる場合は見積書と企画提案書に明記すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「学生等による農業支援及び規格外農産物等の活用に向けた実証業務」に関する選定委員 (以下「選定委員」という) が行い、その意

見を受けて選定する。

② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

③ 選定委員会（プレゼンテーション）

・開催日時 2024年6月19日(水)午後（予定）

※時間等詳細は改めて参加者に連絡する。

・場所は改めて参加者に連絡する。

・プレゼンテーション方法

時間：説明 20分、質疑応答 15分

説明者：契約を締結した場合に本業務を主に担当する方が実施すること。

出席者：1事業者原則1名、最大2名まで。

共同事業体の場合は、各構成員1名まで（合計3名まで）。

その他：プロジェクター及びスクリーンの使用可能。

追加資料の配布は不可。

※オンラインプレゼンテーションも可とする。

④ 契約候補者の決定

評価点が最も高い事業者を契約候補者に選定する。

なお、評価点が最も高い事業者が2者以上あるときは価格が低い方を選定する。

⑤ 評価点は60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の応募者は失格とする。

⑥ 応募者が1者である場合の措置

本事業に応募する者が1者であっても、選定委員会を開催するものとする。

（2）書類審査の実施

① 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合は、企画提案書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。

② 書類審査の有無は、2024年6月12日(火)中に、企画提案書を提出した全事業者に対して、【様式5】に記載のメールアドレスにEメールにて通知する。

③ 書類審査では、審査基準に基づいて、提出された企画提案書等を審査し、選定委員全員の評価合計点数の上位5者を選定する。

④ 書類審査は非公開とし、審査結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して、【様式5】に記載のメールアドレスにEメールにて通知する。

⑤ 書類審査の通過者のみが、選定委員会でのプレゼンテーションを実施する。

⑥ 書類審査を実施する場合、「5 スケジュール（5）選定委員会」以降の日程は下記のとおりとする。

書類審査結果通知 2024年6月18日(火)

選定委員会 2024年6月19日(水)午後 予定

選定結果通知	2024年7月上旬予定
契約締結・事業開始	2024年7月上旬予定
事業完了	2025年3月31日(月)

(3) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	審査基準	配点
業務目的の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・学生等の雇用創出及び農業支援につながっているか。 ・規格外農産物等の活用につながっているか。 	20
業務遂行能力	<p>業務を実施するにあたり、十分な組織体制やノウハウを有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等と協調しつつ、規格外農産物等の有用な活用方法を検討できるコーディネーターを配置しているか。 ・生産者や学生等と十分なコミュニケーションが図れる体制ができているか。 	20
事業の実現可能性	<p>事業趣旨をふまえた実現可能な内容を具体的に示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等の選考方法や学生等の研修方法は適切で、生産者と学生等が円滑に事業を行えるものか。 ・実施スケジュールに現実性があるか。 	10
提案の独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)の業務および(3)の業務(規格外農産物等で福祉や地域貢献への活用等)において新たな取組みが提案できているか。 ・(2)および(3)の業務において継続性のある取組みが提案できているか。 ・生産者や農産物のPRにつながる独自の工夫があるか。 	30
費用の妥当性	費用積算根拠が妥当か。	10
提案者の所在地	<p>地元企業を優先的に取り扱う</p> <p>a. 地元企業(応募者の本社所在地が神戸市内) 10点</p> <p>b. 準地元企業 (本社が市内にないが、支店等が市内にある) 5点</p> <p>※共同事業体で参加する場合は、構成員となる事業者すべてに対して判断し、その平均点(小数点以下第1位は四捨五入)を加算する。</p> <p>(例)市内企業×市内企業 → (10点+10点) / 2 = 10点</p> <p>市内企業×準地元企業</p>	10

	→ (10点 + 5点) / 2 = 8点 準地元企業 × 市外企業	
	→ (5点 + 0点) / 2 = 3点	

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までに、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 企画提案書の全部又は一部を提出しない場合及び企画提案書の提出枚数が指定の枚数を超過する場合。
- ⑤ 企画提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な審査ができない場合。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

- ① 選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知し、各応募者の順位及び点数と契約候補者の社名を本市ホームページで公表する。
- ② 応募者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求められることができる。この場合、説明を求められることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（本市の休日を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

8 留意事項

- (1) 提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募参加は無効とする。

9 提出先、問合せ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階
神戸市経済観光局農水産課

電話番号 078-984-0379

E-mail nousuisanka2@office.city.kobe.lg.jp